

医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所における公的研究費の取扱いに関する  
コンプライアンス室設置要項

平成19年10月1日

(設置)

第1 この要項は、医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所における公的研究費の取扱いに関する規則第7条第2項に基づき、医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所における公的研究費の取扱いに関するコンプライアンス室(以下「室」という。)の設置に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2 室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握及び検証に関すること。
- (2) 不正防止計画の策定、不正発生要因の改善に関すること。
- (3) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

(組織)

第3 室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究所所長
- (2) 研究所副所長
- (3) 研究所顧問
- (4) 事務長
- (5) その他理事長が必要と認めた者

(室長)

第4 室に室長を置き、第3第1号の研究所所長をもって充てる。

2 室長は、室の業務を総括する。

3 室長に事故があるときは、あらかじめ室長が指名した者が、その職務を代行する。

(事務)

第5 室に関する事務は、関係部課の協力を得て、事務課において行う。

(雑則)

第6 この要項に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成19年10月1日から実施する。